

現場解決型「農林業ドクター」派遣研究実施要領

平成26年1月21日 制定
(最終改正：平成27年3月19日)

地方独立行政法人
青森県産業技術センター
農林総合研究所

(趣旨)

第1条 この要領は、農林業関係者が現場で抱えている課題について、農林業関係者の要請を受けて、青森県産業技術センター農林部門（以下「産技農林」という。）研究員（以下「農林業ドクター」という。）が現場で研究し、課題解決するために必要な事項を定めるものとする。

(研究の内容)

第2条 課題解決に当たり産技農林が行う主な内容は、別表の欄に掲げるとおりとし、農林業ドクター派遣に要する費用は、産技農林で負担するものとする。

(研究の申し込み)

第3条 現場で抱えている課題の解決を要請する者（以下「要請者」という。）は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 県内に在住する農林業関係者（個人、団体を問わない）であること
- (2) 農林業ドクターの処方箋に基づき、これを実施するために必要な肥料・農薬等の経費、労力の一切を負担できること
- (3) 処方箋に基づいた適切な栽培及び飼養管理等を実施できること

(研究期間)

第4条 研究期間は、原則として1年以内とする。

(要請)

第5条 要請者は、現場解決型「農林業ドクター」派遣研究要請書（第1号様式）を、要請内容に係る農林総合研究所長または、野菜研究所長、りんご研究所長、畜産研究所長、林業研究所長（以下「関係研究所長」という）に原則として2月20日までに提出するものとする。

(決定)

第6条 関係研究所長は、前条の要請に係る研究内容が産技農林の業務と密接な関係にあり、解決することが適当であると認めるときは、現場解決型「農林業ドクター」派遣研究受託書（第2号様式）により実施の決定を通知するとともに処方箋（第3号様式）を送付するものとする。この場合、関係研究所長は、必要な条件を付することができるものとする。なお、農林総合研究所以外の関係研究所長は、当該受託書及び処方箋の写しを農林

総合研究所長に提出するものとする。

(同意書)

第7条 要請者は、研究を受け入れるに当たり、関係研究所長に同意書（第4号様式）を提出しなければならない。

(事故・災害)

第8条 研究実施中における事故・災害及び研究の結果発生した損失等については、産技農林は賠償の責めを負わない。

(研究の中止)

第9条 関係研究所長は、要請者が次の各号のいずれかに該当するときは、研究を中止するとともに、事由を付して通知するものとする。なお、農林総合研究所長以外の関係研究所長は、当該通知の写しを農林総合研究所長に提出するものとする。

- (1) 要請者がこの要領に定めるところに反したとき
- (2) 研究の継続が困難であると認めたとき
- (3) その他、関係研究所長が研究を停止する必要があると認めたとき

(結果の報告)

第10条 関係研究所長は、実施した現場解決型「農林業ドクター」派遣研究の結果を処方箋に記載し要請者に送付するものとする。なお、農林総合研究所以外の関係研究所長は当該処方箋の写しを農林総合研究所長に提出するものとする。

(成果の取扱い)

第11条 要請者が研究によって得られた成果を発表するときは、あらかじめ関係研究所長の承認を得なければならない。

(特許等)

第12条 得られた成果等により特許等を取得する場合は、別途定めることとする。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、研究を遂行する上で必要な事項は農林総合研究所長が別に定めるところによる。

(附則)

- 1 この要領は、平成26年1月21日から施行する。
- 2 現場解決型「農業ドクター」派遣研究募集要領（平成20年1月30日）及び「現場解決型「農業ドクター」派遣研究募集要領」に係る事務取扱規程（平成20年4月16日）は、廃止する。

(附則)

この要領は、平成27年3月19日から施行する。

別表（第2条関係）

研究の内容
<ul style="list-style-type: none">・処方箋の提示と研究の実施・その他要請された内容に係る指導・助言・対象作物等は水稲、畑作、野菜、果樹、花き、畜産、林業・木材、きのこ

現場解決型「農林業ドクター」派遣研究要請書

〇〇研究所長 殿

要請者 住所
TEL
氏名 印

下記のとおり、要請します。

記

農場住所	
氏名	(年齢 歳)
概要	1. 作目 2. 研究してもらいたい内容（何が問題で、何を解決してほしいのかを具体的に）
研究期間	年 月 日～ 年 月 日

(個人情報については、目的以外には使用しません。)

現場解決型「農林業ドクター」派遣研究受託書

要請者 住所

氏名 殿

〇〇研究所長

現場解決型「農林業ドクター」派遣研究について

年 月 日付けで要請があったこのことについては、下記のとおり実施することに決定しました。

つきましては、別紙同意書の内容を確認し、押印の上、返送願います。

記

- 1 研究内容
- 2 担当研究員
- 3 研究期間 年 月 日～ 年 月 日
- 4 （特に条件を付した場合に記載）

第3号様式（第6条関係）

現場解決型「農林業ドクター」派遣研究に係る処方箋

平成 年 月 日

1. 要 請 課 題 名		
2. 要 請 者	住所	
	氏名	
3. 担当農林業ドクター	〇〇研究所 職氏名	
4. 課題解決のための方法	<p>(1) 研究実施内容 (研究実施前)</p> <p>① 課題解決のための方法 (試験方法等を記載)</p> <p>② 調査項目</p> <p>(2) 要請者に実施してもらいたいこと</p> <p>(3) 期待される成果</p>	
5. 研 究 結 果	(研究実施終了後に記載)	
6. 農林業ドクターの所見	(研究結果を踏まえて、課題解決のため実施する事項を記載)	

(最終作成年月日)

同意書（例）

〇〇研究所長 殿

要請者 住所
氏名

印

月 日付け青産〇〇第 号で決定した現場解決型「農林業ドクター」派遣研究を受け入れるに当たり、下記の事項について同意します。

記

- 1 処方箋実施に必要な肥料・農薬等の経費、労力の一切を負担します。
- 2 処方箋に基づいた適切な栽培及び飼養管理等を実施します。
- 3 災害や事故により発生した損失については、請求しません。
- 4 研究により減収や品質低下等になった場合の補償については、請求しません。
- 5 マスコミ等への発表は、〇〇研究所長の同意を得て行います。
- 6 特許等については共同で出願することを原則とし、その割合等については別途協議します。

（研究実施内容によっては、事項を変更する）